



2月15日は2018春闘一斉要求提出日 大幅賃上げの実現めざし、全職場で奮闘を

2018年春闘のスタートとなる全国一斉要求提出日は2月15日（木）です。

建交労の春闘のとりくみは下記の通り、2015年以降は7割を切っています。毎年の春闘方針で一貫して追求している全組合員参加が徹底できていません。

労働組合の最も大切なとりくみは、経済闘争の推進であり、賃上げは組合員の生活を支える切実な要求です。さらに春闘は、日本特有の企業別労組の弱点を乗り越える統一闘争でもあります。アンケートにもとづき職場の要求を練り上げ、全ての職場で春闘にとりくみましょう。

＜春闘要求提出状況68.2%＞2017年8/16現在（13年以前は最終実績）

		00年	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	平均
最終	組織	774	764	677	616	590	620	625	587	643	572	552	469	513	467	422	362	330	334	550.9
	率	77.2	79.1	77.2	78.3	79.5	83.9	84.0	79.2	82.9	77.8	79.1	74.4	79.5	76.3	71.4	64.8	61.6	68.2	76.4

2018年春闘アンケートは15,646筆集約 一般要求アンケートは19日までに送付を

2018春闘要求アンケートは2月8日までに15,646筆を集約しています。

各地で奮闘している組織も有りますが、昨年同時期を1,400筆程度下回る到達点です。なお、一般アンケートの集約は19日本部到着までとしますので早急に送って下さい。ダンプ等の業種アンケートは3月末着締め切りとします。

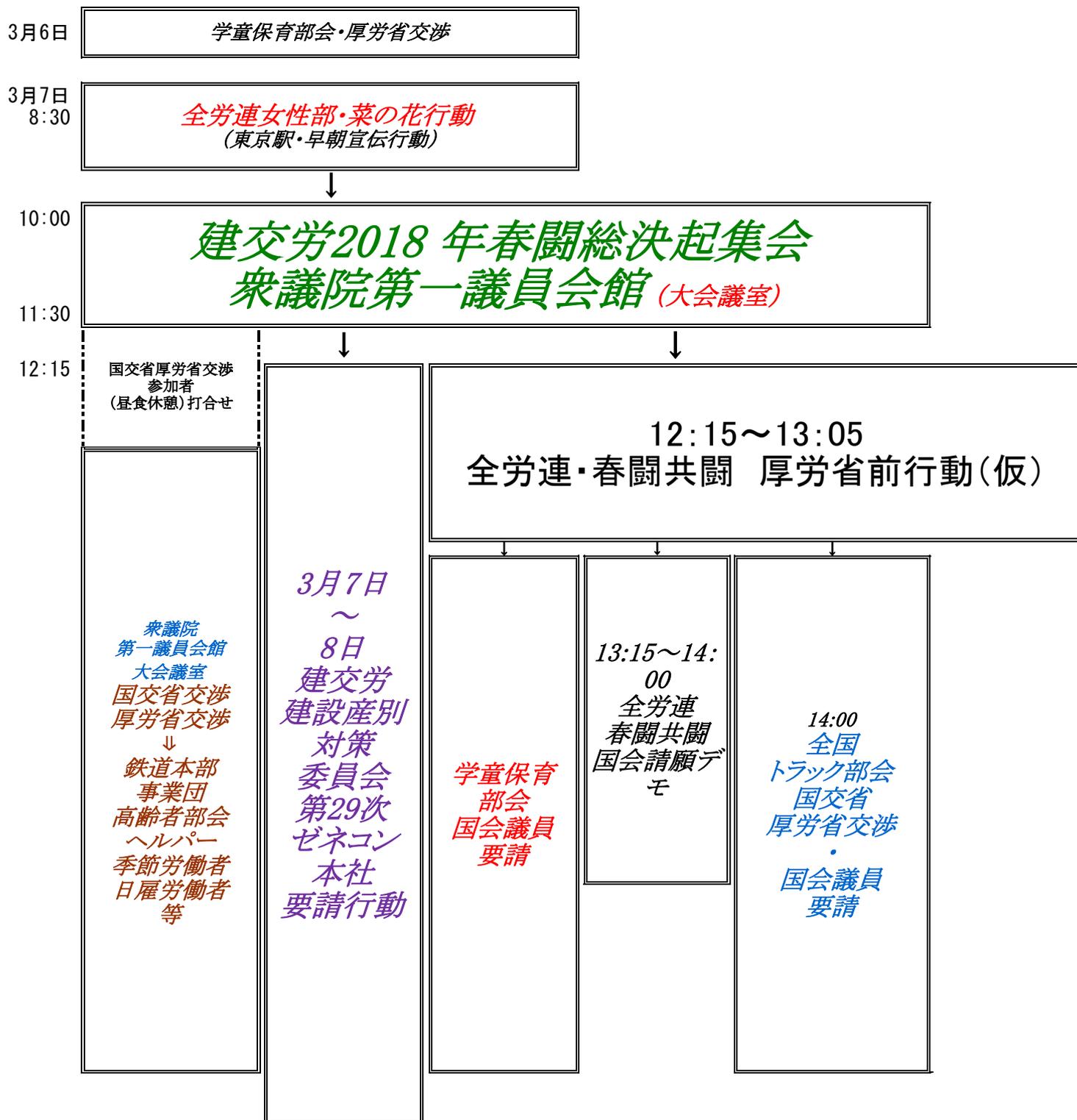
各組織は再度春闘に向けた準備状況の点検をおこない、全組織が旺盛にとりくみを展開しましょう。

集約日	一般	パート	職・パート	トラック	経営	高齢者	学童月	学童時	学童(月・時)	競走	建設・関連	労働	生コン	介護	環境	酸素	建設現場	ダンプ	失業者他	合計
2012年最終	6,391	1,977		4,425	883	1,178	641	1,085		252	362	2,717		196		367	364	719	1,111	22,668
2013年最終	6,718	2,399		4,588	979	1,075	589	843		224	320	2,620		91	486	251	176	662	608	22,629
2014年1月22日	3,944	2,235		3,685	845	754	518	628		261	53	2,857			486	336	159		105	16,866
2015年1月20日	3,009	1,781		3,208	1,432	664	426	767			124	1,810	354	104	350	476	43		15	14,563
2016年1月26日				5,078	3,403	1,267	854		1,271		81	1,768	437	90	666		92	12		15,019
2017年1月23日	一般・パートに統一			4,872	3,134	1,033	869	月給・時給を統一		1,432		44	2,318	261	60	566	115	34		14,738
2018年2月8日				5,226	3,223	1,125	783		1,807		68	2,271	318	83	683		39	2	18	15,646

3.7 央行動への登録をすすめよう 厚労大臣宛個人請願書を集約しよう

3月7日（水）には全国500人参加目標で2018年春闘を押し上げる建交労中央行動を実施します。当日参加できない仲間の要求を汲みあげる為の「厚労大臣宛個人請願書」を本日発送しました。各地で集約活動にとりくみましょう。

2018年春闘勝利 建交労 3・7 中央行動展開図(案)



氏 名	
住 所	

取扱い団体：全日本建設交運一般労働組合（建交労）

労働者の労働条件確保等に関する請願

《請願趣旨》

厚生労働行政における尽力に敬意を表します。

さて、この間に推進されてきた規制緩和・「構造改革」のもとで、大企業を中心にコスト削減が徹底して行われ、その結果として労働者の賃金・雇用と、中小企業の経営環境は著しく悪化しました。また、医療や介護・福祉・年金制度などの社会保障が相次いで改悪され、社会的弱者のセーフティーネットは崩壊の一途を辿っています。

貴職においては、憲法第25条にもとづいて国民の生命と健康・生活を守り、憲法第27条にもとづき国民の勤労権を保障するとともに労働者の労働条件向上をはかる貴省本来の責務を果たすため、以下の事項を積極的に推進するよう請願します。

《憲法第16条の請願権にもとづく請願事項》

1. 雇用の抜本改善と制度・予算などの拡充

- ①「働き方改革関連法案」（8法案一括）の国会提出を撤回して廃案にすること。この法案は労働法制の全面改悪であり、長時間労働を加速して、過労死を促進させるものです。建設や運輸などの上限規制を先送りにせず、時間外労働を厳格に規制し、36協定の特別条項廃止、勤務間インターバル11時間以上などの労働者保護の法制化をおこなうこと。
- ②高齢者雇用安定法第5条、第36条にもとづき、高齢者が自立して就労を促進している「高齢者事業団」などへの援助・育成措置を強めること。また、2011年末に改正された地方自治法施行令にもとづき「『高齢者事業団』などへの仕事の発注を随意契約でおこなうことが可能」なことを、各自治体などに文書で周知・徹底をはかること。
- ③シルバー人材センターが労働者派遣事業・職業紹介事業をおこなうにあたり「民業圧迫や労働者保護を害することのないよう厳密に審査・決定すること」を都道府県に周知・徹底すること。
- ④雇用保険の失業給付を改善すること。季節労働者の特例一時金を「50日分」に戻し、一般の失業給付との選択制にすること。通年雇用促進支援事業を改善・拡充するとともに、季節労働者冬期援護制度を復活すること。
- ⑤学童保育指導員が、安定的・継続的に働けるよう人件費を大幅に増やすとともに、常に常勤者が複数配置できる補助単価にすること。また、文部科学省所管の「放課後子ども教室」と事業目的が違うことを明確にして一体化はしないこと。学童保育の質を確保するため指定管理者制度から除外すること。
- ⑥高齢者等雇用安定法を改正し、定年延長・継続雇用を理由に賃金・労働条件を引き下げてはならないことを明記すること。

2. 賃金・労働条件と労働環境等の改善

- ①地域別最低賃金を早期に時給1000円以上に引き上げ、全国一律最低賃金制度を確立すること。中小企業への援助措置を具体化すること。現に発生している最低賃金法違反については、業界や地域への指導強化を含めた集団指導等を徹底して、罰則規定を設けて厳格に取り締まること。
- ②公務・公共サービス業務での適正賃金を確保するためにILO第94号条約を批准するとともに、公契約法の早期制定に向けて関係省庁との連携を強めること。
- ③道路貨物運送業・道路旅客運送業の「過労死」等が他業種と比べて異常な高率となっている現実を直視し、交通運輸労働者の健康を維持し労災職業病の予防をはかる抜本的な対策を講じること。
- ④自動車運転者の労働時間等「改善基準告示」を、「ILO第153号条約及び同第161号勧告」、「過労死認定基準」などとの関連から抜本的に改正し、拘束時間の大幅短縮、休息期間の延長などを定めるとともに、ILO第153号条約及び同161号勧告を批准し、法制化してその実効確保をはかること。
- ⑤国土交通省とも連携して交通運輸労働者にかかる労働関係法違反を厳しく取り締まる監督体制を強化すること。そのための人員を増員すること。
- ⑥交通運輸業・建設業に多い社会保険未加入事業所の保険加入を徹底すること。その際、労働者の賃下げにならないようにし、零細事業者や下請企業について、発注者・荷主・元請けなどの責任で事業主負担分などが確保できるようにすること。
- ⑦「建設職人基本計画」にもとづき、関係省庁と連携し、全ての建設工事現場で個人請負の形態で就労させる場合「一人親方労災保険」に加入するよう元請企業への指導を徹底すること。また、4トンダンプ、生コン、平ボディなどの車持ち労働者が「一人親方労災保険」に加入できるよう対象範囲の追加措置を実施すること。
- ⑧トンネル工事における労働時間の「1日8時間、週40時間」を上限とすること。

3. 国民本位の安全・安心な医療・年金・介護など社会保障制度の拡充

- ①生活保護基準・生活扶助基準などの引き下げをしないこと。
- ②後期高齢者医療制度と障害者総合支援法を直ちに廃止し、高齢者・障害者が安心して生きがいを持って生活し、医療・支援を受けられる制度を確立すること。
- ③全額国庫負担による最低保障年金制度を早期に実現すること。年金支給開始年齢の引き上げをやめること。年金の隔月支給を毎月支給にあらためること。
- ④介護保険法改悪をやめ、利用者や家族が安心して利用できる内容に抜本的な改善を図ること。国の責任で介護離職ゼロめざし、介護報酬を大幅に引き上げて介護職員等の賃金・労働条件を抜本的に改善・充実すること。
- ⑤日々雇用労働者の雇用・医療保険受給資格要件である「印紙保険料納付日数」（労働日）を現行の「2ヵ月間で26日」から「2ヵ月間で20日」にすること。

4. 東日本大震災・原発事故の被災者・被災地への対策

- ①東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故などで被災した住民の生活を守り生業をとりもどすための対策を抜本的に拡充すること。
- ②東日本大震災の復旧・復興事業において、環境省や国交省など関係省庁とも連携し、被災地の復旧・復興作業や放射能の除染作業に従事する労働者の“いのちと健康”を守るため、公的に就労を証明する手帳などを発行し、定期的な健康診断を行って、アスベスト粉じんや放射能曝露などによる健康被害を最小限に抑えること。